

平成30年度古賀市任期付職員採用試験 募集要項 (一般・育児休業代替)

1. 一次試験

平成31年2月3日(日)

2. 申込み受付

平成30年12月21日(金)～平成31年1月15日(火)

※申込み方法については、「7. 申込み手続き」をご覧ください。

3. 任期付職員について

○一般

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条及び第5条に基づく任期付職員のことです。
一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務が発生する場合に採用します。任用期間は、1～3年間です。
(「4. 試験区分・主な仕事内容・任用期間・任用・勤務形態・採用予定人数」に任期を記載)

○育児休業代替

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号に基づく任期付職員のことです。
職員が育児休業をする場合に、その職員の代替として採用します。任用期間は、育児休業取得予定者の育児休業期間(最長：子が3歳になるまで)満了までとしますが、任期は年度ごとに区切り、勤務成績に基づき更新するものとします。育児休業取得予定者の産前・産後休暇期間は 臨時職員 として任用します。

4. 試験区分・主な仕事内容・任用期間・任用・勤務形態・採用予定人数

試験区分	主な仕事内容	任期	任用	勤務形態	採用予定人数
1 事務職員	一般的な行政事務及び窓口業務	3年	一般	常勤	6人程度
		—	育代	常勤	数人程度
2 保健師	一般的な行政事務及び保健師業務 (包括支援センターに関する業務、または、 市民の健康づくりに関する活動や健康相談など)	2年	一般	常勤	1人程度
		—	育代	常勤	数人程度
3 文化財専門員	一般的な行政事務及び文化財の保全に関する業務	3年	一般	短時間 月16日勤務	1人程度
		—	育代	常勤	数人程度
4 介護支援専門員	一般的な行政事務及び古賀市地域包括支援センターに関する業務	2年	一般	短時間 週4日勤務	3人程度
5 特別支援教育 主任相談員	一般的な行政事務及び支援を必要とする 子ども達のサポート業務	1年	一般	短時間 月16日勤務	2人程度

※採用予定人数は変更になる場合があります。申込みは上記試験区分のうち1つに限ります。

※全ての区分において、年齢要件はありません。

※任期付職員は、一般職の地方公務員(古賀市職員)となりますので、任期の定めのない常勤職員と同様に地方公務員法の適用を受けます。

※勤務する曜日等は、勤務時間関係等の条例・規則等の定めによります。

※育児休業代替の任期については「3. 任期付職員について」をご覧ください。

※試験区分1～3の任用区分(一般・育代)は同一の試験で実施します。合格から採用までの流れは「9. 合格から採用まで」をご覧ください。

5. 受験資格

全区分…基本的なパソコン操作(文書作成や表計算処理等)ができる人

試験区分	受験資格
1 事務職員	普通自動車運転免許を所持する人
2 保健師	普通自動車運転免許を所持し、保健師の資格を有する人
3 文化財専門員	普通自動車運転免許を所持し、学芸員資格(歴史系)を現に有する人 かつ埋蔵文化財発掘調査業務に主導的立場で従事した経験が3年以上ある人
4 介護支援専門員	普通自動車運転免許を所持し、介護支援専門員または社会福祉士の資格を有する人 かつ介護予防マネジメント業務に従事した経験が1年以上ある人
5 特別支援教育主任相談員	普通自動車運転免許を所持し、小学校又は中学校教諭のいずれかの資格を有する人 かつ特別支援の実務経験(WISC等心理知能検査経験含む)がある人

(注1)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号に該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・古賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注2)国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。

ア 受験資格…次のいずれかに該当する人

- ① 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

イ 採用後の担当業務等…公権力の行使に該当する業務に従事する職、又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

※ 公権力の行使に該当する業務とは

- ① 市民の権利又は自由を一方的に規制することとなる業務
- ② 市民に義務又は負担を一方的に課することとなる業務
- ③ 市民に対し強制力をもって執行する業務

(例)市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定、都市計画等の決定及び立入調査等

※ 公の意思の形成への参画に携わる職とは

本市の「事案決裁規程」等に定める決裁の権限を有する職(ライン職)で課長職以上の職及び市の基本施策にかかわる企画・人事・財政運営など施策的判断の決定に携わる職が該当します。

6. 給与

給与は次の額が目安となります(平成30年4月現在の基準額を基にして算出した参考額です)。

試験区分	勤務形態	月額(地域手当含む)	年額(賞与含む)
1 事務職員	常勤	198,538 円程度	3,256,022 円程度
2 保健師	常勤	227,688 円程度	3,734,082 円程度
3 文化財専門員	常勤	198,538 円程度	3,256,022 円程度
	短時間	144,391 円程度	2,368,009 円程度
4 介護支援専門員	短時間	182,150 円程度	2,987,259 円程度
5 特別支援教育主任相談員	短時間	165,591 円程度	2,715,689 円程度

※採用から1年間の年額は、上表に達しない場合があります(初回賞与額算定にかかる在職期間が短いため)。

※このほかに通勤手当、時間外勤務手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

※上表の額から、所得税・社会保険料等が控除されます。

※臨時職員として任用する期間は、臨時職員関係の条例・規則等の定めにより賃金を支給します。

7. 申込み手続き(できる限りインターネットで手続きを行ってください)

(1)インターネット受験申込み

1. 古賀市ホームページ(職員の募集情報)から申込み。
「職員募集」(メインページ右列中段)→「2. 任期付職員採用」
(ページ下にあるQRコードからも確認できます。)
2. 申込み完了後、「平成30年度古賀市任期付職員採用試験受験申込み到達通知」メールが届きます。
※申込みから3日経過しても届かない場合は、人事課行政管理係にご連絡ください。
※メール内の到達番号を控えてください。(到達番号は、受験番号の確認に必要となります。)
3. 1月21日(月)に古賀市ホームページで受験番号を発表します。(受験番号を提出書類に記載する。)
4. 試験当日に、下記記載の提出書類(①～③)を提出する。

※ 通信障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
※ 申込み後に届く、受験申込み到達通知メールの送信者名は、「ふくおか電子申請サービス」と表示されています。
※ 不備がある場合は、概ね3日以内(土、日、祝日除く)に人事課行政管理係から連絡します。
※ ドメインの指定受信をしている場合は、「@elg-front.jp」と「@city.koga.fukuoka.jp」を受信できるようにしてください。

(2)郵送または持参

1. 下記記載の提出書類(①②)を揃えて、人事課行政管理係へ提出(郵送又は持参)してください。

【郵送】(平成31年1月15日(火)までの消印有効)	【持参】(古賀市役所第一庁舎3階)
〒811-3192 古賀市駅東1-1-1	古賀市役所総務部人事課行政管理係
古賀市役所総務部人事課行政管理係 行	※受付は、8:30～17:00 [土、日、祝日(12/29-1/3)のぞく]
2. 1月21日(月)に人事課行政管理係より受験番号を記載したメールを送付します。(受験番号を受験票に記載する。)
3. 試験当日に、受験票を提出する。

※ 郵送の場合は、簡易書留で送付してください。(締め切り間近の場合は「速達」を推奨します。)
※ 提出された応募書類は、一切返却しません。
※ 記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。
※ 採用試験申込書に必ずメールアドレスを記載してください。(受験番号の通知に必要です。)
※ 書類完備のものに限り受け付けます。

(3)提出書類… ① 採用試験申込書 ② 面接カード ③ 受験票

<入手方法>

- 古賀市ホームページ(職員の募集情報)よりダウンロード。
「職員募集」(メインページ右列中段)→「2. 任期付職員採用」
(ページ下にあるQRコードからも確認できます。)
- 古賀市役所(人事課)に来庁して募集要項を入手。
- 郵送による請求。

封筒の表に「受験申込書請求」と朱書して、返信用封筒(A4サイズ)を同封の上、下記宛先に郵送してください。

【宛先】〒811-3192 古賀市駅東1-1-1 古賀市役所総務部人事課行政管理係 行

※返信用封筒には宛先を明記し、140円切手を貼付してください。

古賀市ホームページ「職員の募集情報」

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/jinji/025.php>

「2. 任期付職員採用」 をご覧ください。

こちらから→

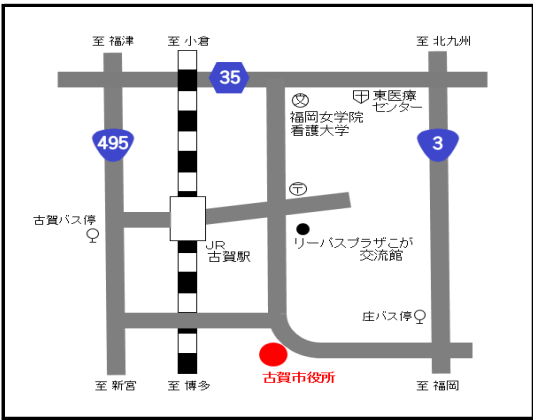


8. 試験日時、試験種目及び試験会場

	試験日時	試験区分	試験種目
一次試験	平成31年2月3日(日) 受付時間:8時30分～8時45分 試験開始:9時00分	文化財専門員以外	適性検査 ※基礎能力試験(言語/数理/論理)および性格検査。
		文化財専門員	適性検査・専門試験(遺物実測) ※専門試験に必要なもの(三角定規/定規/ディバイダー/真弧)は、各自で準備してください。
二次試験	平成31年2月17日(日) ※詳細の時間は一次試験合格者に文書で通知します。	全区分	個人面接

※計算機能又は翻訳機能がついた腕時計等の試験場内持込は禁止します。また、携帯電話を時計がわりに使用することも禁止します。
※車イスを使用されるなど受験に際して配慮が必要な方は、申込時にその旨をお伝えください。
※専門試験は、上記に記載の道具のみ使用可能です。

○試験会場:古賀市役所(古賀市駅東1-1-1) 試験当日連絡先:092-942-1111



【最寄りの交通機関】

○JR鹿児島本線 「古賀」駅東口より徒歩8分

○西鉄高速バス

「庄」バス停より徒歩8分
[急行]赤間・福岡線(都市高速・国道3号線経由)

「古賀」バス停より徒歩15分
[26A]赤間・福岡線(都市高速・国道495号線経由)

9. 合格から採用まで

○合格発表

一次試験	2月中旬	古賀市役所前掲示板、古賀市ホームページ、および文書により通知します。
二次試験	2月下旬	

※電話による可否のお問い合わせはお断りします。
※受験者数が採用予定数以下であっても、試験の成績によっては合格としないことがあります。
※受験資格がないこと、また、申込書類の記載事項を偽って記入したことが判明した場合は、合格・採用を取り消すことがあります。
※任期の定めのない常勤職員の採用とは関係ありません。

- 募集人数に関わらず、合格基準に達した者は、「採用候補者名簿」に登載され、試験結果に応じて、名簿登録順位が決定されます。〔「採用候補者名簿」の有効期間は平成32年3月31日までです。〕
- 平成31年4月1日以降、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務が発生する場合または、職員が育児休業をする場合に、必要に応じて採用されます。名簿登載者の中から採用について打診し、勤務可能な場合に採用となります。
- 「採用候補者名簿」の有効期間中に任期付職員が従事する業務が発生しない場合は、採用されません。

【申込み・問合せ先】

古賀市役所 総務部 人事課 行政管理係
〒811-3192 古賀市駅東1-1-1
(092)942-1121〔人事課直通〕 Eメール:g-kanri@city.koga.fukuoka.jp